

官民連携で応急給水などの体制を強化

地震や豪雨などの災害や漏水事故で甚大な被害を受けた場合に、迅速な復旧・給水活動につなげるため、「災害時における応急措置等の協力に関する協定」を、4月19日に締結しました。

同協定には、給水拠点での給水活動や応急給水活動、地震等で破損した給水管の修繕、お知らせの各戸配布などを行う広報活動及び災害情報提供などの業務が盛り込まれています。

協定を締結することで、災害時の迅速な応急措置や断水地域でより多くの住民に飲料水を提供できるようになるなど、災害時の体制強化を図ります。



写真右から(株)川西水道サービス富永代表取締役、米田上下水道事業管理者

株式会社川西水道サービスと災害時協力協定を締結

みんなの力を結集して 浸水被害を防ごう

この助成は、雨水貯留タンクを設置することにより、水の流出抑制および有効利用を図り、良好な水循環型社会の創造と意識の高揚を図るこ

とを目的としています。平成25年度より助成制度を行い、現在、243か所に設置され、総容量は約43m³となっております。

今年も雨水貯留タンク設置費を助成します

受付期間	6月20日(木)～7月5日(金)午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝日を除く)
受付場所	上下水道局給排水設備課(市役所3階11番窓口)
助成件数	50件(受付期間内に50件に満たない場合は、7月8日(月)以降順次受け付けし、50件になり次第締め切ります)
助成金額	購入および設置費用の2分の1以内で限度額は3万円
助成対象(概要)	①令和元年6月20日現在、川西市内の戸建て住宅に自ら居住していること ②雨水貯留タンクの容量が100ℓ以上であること ③借地または借家については、所有者の承諾を得ていること ④7年以上適切に維持管理ができること
その他	①受付時に助成要件に該当するか確認し、受付票を発行しますので、 <u>来庁が必要となります</u> ②同一住宅に対する助成金の交付は1回限りです ③既に設置されているタンクは助成の対象外となります ④抽選結果は全員にハガキで通知します



詳しくは、給排水設備課
☎740-1221へ。

雨水貯留タンクとは、屋根に降った雨を雨どいから集め、貯めておくタンクのことをいいます。タンクを設置することで、降雨による浸水被害の軽減や散水などの有効利用、また災害時の雑用水としても利用できます。

また、雨水の流出抑制を図るため、雨が降ると予想される際には、前もってタンクを空にして、たくさんの雨が貯められるようご協力をお願いいたします。

助成できる件数には限りがあるため、受付期間内に申し込まれた方の中から抽選により助成対象者を決定いたします。